

学会誌投稿助成事業に関する運用内規

制 定：2015年11月23日
最近改正：2019年3月21日

第1条 一般社団法人日本心理臨床学会（以下「本会」という。）の研究推進事業に関する規程に基づき、この運用内規を定める。

第2条 本会は、学会誌投稿助成事業の助成対象者を、本会学会誌等で公募する。

第3条 学会誌投稿助成事業への応募資格は、大学や研究所などの教育・研究機関に常勤として所属せず、心理臨床の実践に携わり、本会大会で発表した本会正会員及び名誉会員の個人またはグループとする。

第4条 学会誌投稿助成事業に関する助成金額は5万円を限度とする。

第5条 研究助成審査委員会（以下「委員会」という。）は、助成対象者候補及び研究課題等について審査を行い、応募締切後3ヶ月程度で内定し、理事長に報告する。

2 審査は、申請書類に基づき行う。

3 委員会による審査は5名以上の委員の協議により行う。

4 委員会の審議内容は、他に口外してはならない。

第6条 理事長は、前条の委員会からの報告を業務執行理事会に諮問し、その承認を得て、助成対象者等を決定する。

第7条 前条で決定した助成対象者（以下「助成対象者」という）は学会誌等で公表する。

2 助成対象者は、助成決定通知を受けた後2年以内に本会学会誌に投稿する義務がある。ただし、その投稿論文の採択は要件としない。

3 助成対象者は、投稿論文に本助成を受けた研究であることを明記する。

4 助成対象者は少なくとも助成を受けた後5年間は本会会員でなければならない。

第8条 助成対象者による投稿が、何らかの事情で困難になった場合は、助成対象者は、速やかにその旨を研究推進事業委員会に届け出なければならない。この場合、本会は研究助成期間の延長や中止、助成金の返還請求を行うなどの措置をとることがある。

第9条 本運用内規の改廃は、業務執行理事会の審議を経て、理事長が行う。

附 則

1 この運用内規は2015年11月23日より発効する。

附 則

1 この運用内規は2019年3月21日より発効する。